

平成 17 年第 3 回大仙市議会臨時会会議録第 1 号

平成 17 年 10 月 14 日（金曜日）

議 事 日 程 第 1 号

平成 17 年 10 月 14 日（金曜日）午前 10 時開議

臨時議長の紹介

開会・開議

第 1 仮議席の指定

第 2 議長の選挙

追 加 議 事 日 程 第 1 号の追加 1

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定（1 日間）

第 4 議長報告（例月出納検査結果）

第 5 副議長の選挙

第 6 議案第 138 号 大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
（説明・質疑・討論・表決）

第 7 議案第 139 号 大仙市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
（説明・質疑・討論・表決）

第 8 常任委員会委員の選任

第 9 常任委員会委員長及び副委員長の選任

第 10 議会運営委員会委員の選任

第 11 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任

第 12 大曲仙北広域市町村圏組合議員の選挙

第 13 大仙美郷環境事業組合議員の選挙

第 14 大仙美郷介護福祉組合議員の選挙

第 1 5 報告第 3 1 号 専決処分報告について（一般廃棄物の処分に係る事務の委託
に関する大仙市と仙北市との間における協議）

（説明・質疑・討論・表決）

第 1 6 報告第 3 2 号 専決処分報告について（仙北市が保育を実施する児童に大仙
市立保育所を使用させることについての大仙市と仙北市との
間における協議）

（説明・質疑・討論・表決）

第 1 7 報告第 3 3 号 専決処分報告について（横手市が保育を実施する児童に大仙
市立保育所を使用させることについての大仙市と横手市との
間における協議）

（説明・質疑・討論・表決）

第 1 8 議案第 1 4 0 号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減
少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第 1 9 議案第 1 4 1 号 工事請負契約の締結について
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

追 加 議 事 日 程 第 1 号の追加 2

第 2 0 議案第 1 4 2 号 監査委員の選任について

（説明・質疑・討論・表決）

出席議員（30人）

1 番 門 脇 一 男	2 番 本 間 輝 男	3 番 大 坂 義 徳
4 番 佐々木 洋 一	5 番 橋 村 誠	6 番 佐 藤 芳 雄
7 番 藤 田 君 雄	8 番 鎌 田 正	9 番 菊 池 幸 悦
1 0 番 千 葉 健	1 1 番 藤 井 春 雄	1 2 番 橋 本 五 郎
1 3 番 高 橋 敏 英	1 4 番 佐 藤 隆 盛	1 5 番 竹 原 弘 治
1 6 番 渡 邊 秀 俊	1 7 番 斉 藤 博 幸	1 8 番 佐 藤 孝 次
1 9 番 小 山 誠 治	2 0 番 大 山 利 吉	2 1 番 武 田 隆

22番 佐藤文子	23番 児玉裕一	24番 高橋幸晴
25番 金谷道男	26番 石塚 柏	27番 佐々木昌志
28番 北村 稔	29番 杉沢千恵子	30番 大野忠夫

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	栗林次美	教 育 長	笹元嘉辰
代表監査委員	田牧貞夫	総務部長	久米正雄
企画部長	佐々木正広	市民生活部長	高橋源一
健康福祉部長	根本正進	農林商工部長	金 正行
建設部長	鎌田栄治	病院事務長	高橋大樹
水道局長	田口良邦	教育次長	相馬義雄
教育次長	毛利博信		

議会事務局職員出席者

局 長	田口誠一	主 幹	齊藤 茂
副 参 事	高橋 薫	副 主 幹	伊藤雅裕
副 主 幹	加藤博勝	主 事	菅原直久

午前10時00分

○議会事務局長（田口誠一君） おはようございます。

議会事務局長の田口であります。

本臨時会は、当市議会議員一般選挙後の最初の議会であります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で最年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ご紹介申し上げます。出席議員中、小山誠治議員が年長の議員であります。

小山誠治議員、議長席へお着き願います。

（臨時議長、着任）

○臨時議長（小山誠治君） ただいま紹介されました小山誠治です。地方自治法第107

条の規定により、臨時に議長の職務を行うことになりました。何卒よろしくお願い申し上げます。

午前 10 時 02 分 開 会

○臨時議長（小山誠治君） これより平成 17 年第 3 回大仙市議会臨時会を開会いたします。

市長から招集の挨拶があります。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 皆様、おはようございます。

本日、平成 17 年第 3 回大仙市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

まずもって 9 月 18 日に大仙市として初めて執行された市議会議員一般選挙において、厳しい選挙戦を制し、見事に当選されました皆様に対し、心から敬意と祝意を表します。

また、在任特例期間中は、平成 17 年度予算や平成 16 年度決算など各議案について慎重なご審議を賜りましたことに対し、併せて感謝を申し上げます。

大仙市誕生から 6 カ月余り、様々な課題を克服しながらこれまで行政運営を行ってまいりましたが、この度の市議会議員選挙によって大仙市の行政運営は、また新たな段階に入ったと思っております。

議会と当局は車の両輪に例えられますが、議員各位におかれましては、今後とも夢のある田園交流都市の構築に向け、なお一層のご指導、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

さて、今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、議会から告示依頼がありました議長及び副議長の選挙、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任などの付議事件 9 件と大仙市議会委員会条例の一部改正など議員提案となる議案 2 件の合計 11 件のほか、当局提案となる専決処分報告 3 件、単行案 2 件の合わせて 16 件であります。

各議案につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

午前 10 時 05 分 開 議

○臨時議長（小山誠治君） これより本日の会議を開きます。

○臨時議長（小山誠治君） 本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

○臨時議長（小山誠治君） 日程第1、仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいまご着席の席と指定いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

.....

午前10時13分 再 開

○臨時議長（小山誠治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○臨時議長（小山誠治君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（小山誠治君） ただいまの出席議員数は30人であります。

投票用紙の配付をいたします。

（投票用紙配布）

○臨時議長（小山誠治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（小山誠治君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を検めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（小山誠治君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

（事務局職員点呼、投票）

○臨時議長（小山誠治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（小山誠治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○臨時議長（小山誠治君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番門脇一男君、2番本間輝男君、3番大坂義徳君を指名いたします。よって3君の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長（小山誠治君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票30票、無効投票ゼロであります。

有効投票中、橋本五郎君29票、佐藤文子君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって、橋本五郎君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました橋本五郎君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました橋本五郎君から発言の申し出がありますので、これを許します。

○新議長（橋本五郎君）【登壇】 今、皆様方のご推挙によりまして、大仙市の議長という重責な議長の職を務めることになりました。本当に身の余る光栄と、また、責任の重大さを感じているところであります。

皆様方の意見と議会の運営というものを常に、おおいに意見を引き出すような環境づくりというものを私は一生懸命努めてまいりたいと、そう思っております。

議会の機能というものは、チェックを果たさなければならない、そういう我々は役目を持っております。常に市民の目線に合わせながら、大仙市の議会の名に恥じないように、一生懸命努力する覚悟でありますので、今後とも皆様方のなお一層のご指導とご協力を賜りまして、大仙市の議長を務めていきたいと思っております。

今後ともよろしくお願い申し上げたいと思っております。

どうも本日はありがとうございました。

○臨時議長（小山誠治君） 以上をもちまして、私の臨時議長としての職務は終わりました。

た。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

議長、議長席にお着き願いたいと思います。

(議長着任)

○議長（橋本五郎君） これより議事を執らさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

○議長（橋本五郎君） この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前１０時４０分に再開いたします。

午前１０時２８分 休 憩

.....

午前１０時４０分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） お諮りいたします。既にお手元に配布してあります日程表のとおり、本日の日程に追加をし、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議ないものと認めます。よって、お手元に配布してあります日程表のとおり、本日の日程に追加し、議題といたします。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第１、議席の指定を行います。

議席は、ただいまご着席のとおり指定いたします。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めますので、さよう決定させていただきます。

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 暫時休憩いたします。

午前１０時４１分 休 憩

.....

午前１０時５５分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８１条の規定により、議長において指名いたします。

１ 番門脇一男君、２ 番本間輝男君、３ 番大坂義徳君を指名いたします。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決定いたしました。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第４、この際、諸般の報告をいたします。

例月出納検査結果が市代表監査委員から提出されましたので、これを別冊お手元に配布のとおり報告いたします。

○議長（橋本五郎君） この際、暫時休憩いたします。

午前１０時５７分 休 憩

.....

午前１１時０２分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第５、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。指名推薦は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に佐藤孝次君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐藤孝次君を副議長の当選人として定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐藤孝次君を副議長の当選人と定めることに決しました。

ただいま副議長に当選されました佐藤孝次君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました佐藤孝次君から発言の申し出がありますので、これを許します。

○新副議長（佐藤孝次君）【登壇】 ただいまは、議員各位、皆様からご推挙を賜りまして誠にありがとうございました。できる精一杯のこと、橋本議長のもと、頑張ってまいりたい所存でありますので、皆様からのご支援、ご教示を賜りますようお願いを申し上げまして、大変簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） この際、暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休 憩

.....

午前11時18分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第6、議案第138号及び追加日程第7、議案第139号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。4番佐々木洋一君。

○4番（佐々木洋一君）【登壇】 このあとのそれぞれの常任委員会の委員が決まるわけですけれども、その前の議案第138号、議案第139号について、議員提出議案とし

てご説明申し上げたいと思います。

議案第 138 号、大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

本議案は、常任委員会の名称、定数、所管事項及び議会運営委員会委員の定数を改正するものであり、改正案については別紙のとおりであります。

次に、議案第 139 号、大仙市議会傍聴規則の一部を改正する規則についてであります。本議案は、傍聴人の定数を 150 人から 41 人とするものであります。

以上、2 議案を一括上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 138 号及び議案第 139 号の 2 件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 138 号及び議案第 139 号の 2 件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第 138 号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第 139 号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） この際、暫時休憩いたします。

午前 11 時 22 分 休 憩

.....

午前 11 時 23 分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第 8、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。各常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、別紙お手元に配布の各常任委員会委員選任一覧表のとおり、それぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

○議長（橋本五郎君） この際、暫時休憩いたします。

午前 11 時 24 分 休 憩

.....

午後 1 時 45 分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第 9、常任委員会委員長、副委員長の選任を行います。

お諮りいたします。委員長、副委員長の選任については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

総務常任委員長に 7 番藤田君雄君、同副委員長に 29 番杉澤千恵子さん。企画産業常任委員長に 8 番鎌田正君、同副委員長に 23 番児玉裕一君。教育民生常任委員長に 1 番門脇一男君、同副委員長に 5 番橋村誠君。建設水道常任委員長に 10 番千葉健君、同副委員長に 13 番高橋敏英君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸君を、それぞれの委員長、副委員長に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの委員長、副委員長に選任することに決しました。

○議長(橋本五郎君) この際、資料配布のため、暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休 憩

.....

午後 1時49分 再 開

○議長(橋本五郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(橋本五郎君) 追加日程第10、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、別紙お手元に配布の議会運営委員会委員選任一覧表のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

○議長(橋本五郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休 憩

.....

午後 2時11分 再 開

○議長(橋本五郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(橋本五郎君) 追加日程第11、議会運営委員会委員長、副委員長の選任を行います。

お諮りいたします。委員長、副委員長の選任については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

議会運営委員会委員長に 27 番佐々木昌志君、同副委員長に 4 番佐々木洋一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました両君を、委員長、副委員長に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました両君を、委員長、副委員長に選任することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 議事運営の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2 時 12 分 休 憩

.....

午後 3 時 20 分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第 12、大曲仙北広域市町村圏組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名推選は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大曲仙北広域市町村圏組合議員に、2 番本間輝男君、16 番渡邊秀俊君、22 番佐藤

文子君、25番金谷道男君、26番石塚柏君、29番杉沢千恵子君、30番大野忠夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました7君を、大曲仙北広域市町村圏組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7君が、大曲仙北広域市町村圏組合議員に当選されました。

ただいま当選されました2番本間輝男君、16番渡邊秀俊君、22番佐藤文子君、25番金谷道男君、26番石塚柏君、29番杉沢千恵子君、30番大野忠夫君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項による当選の告知をいたします。

○議長(橋本五郎君) 追加日程第13、大仙美郷環境事業組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名推選は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大仙美郷環境事業組合議員に、4番佐々木洋一君、13番高橋敏英君、15番竹原弘治君、17番斉藤博幸君、19番小山誠治君、20番大山利吉君、23番児玉裕一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました7君を、大仙美郷環境事業組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7君が、大仙美郷環境事業組合議員に当選されました。

ただいま当選されました４番佐々木洋一君、１３番高橋敏英君、１５番竹原弘治君、１７番斉藤博幸君、１９番小山誠治君、２０番大山利吉君、２３番児玉裕一君が議場におられますので、本席から会議規則第３２条第２項による当選の告知をいたします。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第１４、大仙美郷介護福祉組合議員の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名推選は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大仙美郷介護福祉組合議員に、１番門脇一男君、１２番橋本五郎君、１４番佐藤隆盛君、２０番大山利吉君、２５番金谷道男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました５君を、大仙美郷介護福祉組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました５君が、大仙美郷介護福祉組合議員に当選されました。

ただいま当選されました１番門脇一男君、１２番橋本五郎君、１４番佐藤隆盛君、２０番大山利吉君、２５番金谷道男君が議場におられますので、本席から会議規則第３２条第２項による当選の告知をいたします。

○議長（橋本五郎君） 暫時休憩いたします。

午後 ３時２７分 休 憩

.....

午後 ３時４６分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第１５、報告第３１号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 報告第３１号の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第２５２条の１４第１項の規定に基づき、当市中仙地域の一般廃棄物の処理に係る事務を委託しておりました角館町外２カ町村公衆衛生施設組合が合併により仙北市が設置されたことに伴い解散いたしましたので、同事務を引き続き仙北市に委託するための協議について、報告記載のとおり、去る９月２０日付けで同法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定に基づき、これを議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第３１号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、報告第３１号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております報告第３１号を採決いたします。本件は、承認と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、追加日程第１６、報告第３２号及び追加日程第１７、報告第３３号の２件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 報告第３２号及び報告第３３号の専決処分報告につきましては、それぞれ関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本２件につきましては、当市の保育所に入所している角館町、西木村及び大森町に住所を有する児童について、合併により、仙北市及び横手市が設置されたことから、入所を継続するためには新たに地方自治法第２４４条の３第２項の規定に基づく協議が必要となるため、係る協議について報告記載のとおり、仙北市については９月２０日付けで、横手市については１０月１日付けで、同法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定に基づき、これを議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第３２号及び報告第３３号の２件については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、報告第３２号及び報告第３３号の２件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、報告第３２号を採決いたします。本件は、承認と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、報告第 33 号を採決いたします。本件は、承認と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認されました。

○議長（橋本五郎君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 51 分 休 憩

.....

午後 3 時 52 分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 次に、追加日程第 18、議案第 140 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 議案第 140 号、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、角館町、田沢湖町及び西木村が合併し「仙北市」が、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村が合併し「横手市」が、また、仁賀保町、金浦町及び象潟町が合併し「にかほ市」が設置されたこと、これらの合併により角館町外 2 カ町村公衆衛生施設組合など 6 つの一部事務組合が解散したこと並びに法律の改正により、共同処理する事務の根拠条例に異動が生じたことにより、同組合を組織する地方公共団体の数の減少と同組合規約を一部変更する必要が生じたことから、議案記載のとおり地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づく協議について、同法第 290 条の規定による議会の議決を経ようとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第 140 号は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、追加日程第 19、議案第 141 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 議案第 141 号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、本年第 2 回市議会定例会で補正予算の議決をいただきました「まちづくり交付金事業」により実施する神岡中央公園屋内多目的施設建設工事に係る工事請負契約の締結について、議案記載のとおり大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いしようとするものであり、去る 9 月 29 日に指名競争入札を執行した結果、株式会社佐々木工務店が落札いたしましたので、契約額 1 億 9,267 万 5 千円で仮契約を締結したものであります。

工事の概要であります。神宮寺字中瀬古川敷地内に 78 本の基礎杭を施した鉄骨平屋建て、面積 1,661 m²、人工芝舗装 1,636 m²の屋内多目的施設を建設するものであり、工期は契約締結の日の翌日から平成 18 年 3 月 30 日までとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第 141 号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 各常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 56 分 休 憩

.....

午後 4 時 20 分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第 18、議案第 140 号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 7 番藤田君雄君。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 本会議休憩中に、審査付託となりました議案第140号「秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」につきまして審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

本件は、3町村が合併して新たに「仙北市」、8市町村が合併し、新たに「横手市」及び3町村が合併し、新たに「にかほ市」となり、同組合を組織する地方公共団体の数が減少すること並びに水防法等の一部改正に伴う同組合規約を一部変更する必要が生じたことにより、所要の変更を行うものであります。

格別なる質疑等もなく、当局の説明を了とし、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり同意すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第140号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、追加日程第19、議案第141号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催しましたので、その経過及び結果について、ご報告を申し上げます。

議案第141号「工事請負契約の締結について」でございますが、本年第2回市議会定例会で補正予算の議決をしたまちづくり交付金事業により実施する神岡中央公園屋内

多目的施設建築工事にかかわる工事請負契約であり、平成１７年９月２９日に指名競争入札を執行し、株式会社佐々木工務店が落札し、契約額１億９，２６７万５千円で仮契約を締結したものであります。

工期は、契約締結の日の翌日から平成１８年３月３０日までとするものであります。

工事の概要として、神宮寺字中瀬古川敷地内に７８本の基礎杭を施した鉄骨平屋建て、膜屋根構造別途工事で、面積１，６６１㎡、人工芝舗装１，６３６㎡の屋内多目的施設を建設するものであります。

格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり同意すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第１４１号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 暫時休憩いたします。

午後 ４時２６分 休 憩

.....

午後 ４時３４分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） お諮りいたします。ただいま市長から、議案第１４２号、監査委

員の選任についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議案第１４２号を日程
に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） 追加日程第２０、議案第１４２号を議題といたします。

高橋幸晴君の退席を求めます。

（高橋幸晴議員 退席）

○議長（橋本五郎君） 提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第１４２号、監査委員の選任について、ご説明申し
上げます。

本案は、議員の任期満了に伴い空席となっている議員のうちから選任する監査委員に
ついて、議案記載のとおり議会から推薦のありました高橋幸晴氏を選任いたしたく、地
方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申
し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第１４２号については、会議
規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これ
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第１４２号については、委
員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） これより議案第１４２号を採決いたします。本件は、同意と決す
ることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 以上で、本臨時会の日程は、全部終了いたしました。

散会いたします。

本当に長時間ご苦労さまでございました。

午後 ４時 ３ ７ 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

臨時議長

議 員

議 員

議 員